

耐火構造の告示仕様に鋼板製屋根が追加されました

日本金属屋根協会・技術委員会

国土交通省は本年6月21日付けで「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)を改正し、屋根耐火構造に鋼板製屋根の仕様を追加しました。技術委員会では、この仕様を解説した例図を作成しましたので併せて紹介します。

1. 背景

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号、第7号の2及び第8号の規定により、耐火構造、準耐火構造及び防火構造(以下「耐火構造等」という)の構造方法については、建築物の部分ごとに一般的な基準として告示*に定める仕様か、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされています。

国土交通大臣の認定を受けた耐火構造等の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものに

第5令第107条第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次の各号のいずれかに該当する構造(第二号及び第七号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とすることとする。

一 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

二 たるきを断面の幅及び高さが、それぞれ、50mm以上及び100mm以上の鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が2.3以上のH形鋼及び溝形鋼並びに鋼材の厚さが2.3mm以上のリップ溝形鋼及び角形鋼管に限る。)で造り、これに次の(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、野地板に厚さが25mm以上の硬質木毛セメント板又は厚さが18mm以上の硬質木片セメント板を使用し、厚さが0.35mm以上の鉄板又は鋼板でふいたもの

ついて、既往の試験結果により、それぞれ所定の性能を満たすことが確認されたため、告示に定める仕様に追加することとしました。

※耐火構造：耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1399号)

※準耐火構造：準耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1358号)

※防火構造：防火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1359号)

2. 改正内容

告示1399号の第5・屋根の構造方法に関する規定が以下のように改正されました。赤字部分が改正箇所です。

(1) 吹付け厚さが25mm以上の吹付けロックウール(かさ比重が0.28以上のものに限る。)

(2) 厚さが25mm以上の繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板(かさ比重が0.35以上のものに限る。))に限る。)

三 鉄材によって補強されたコンクリートブロック造、れんが造又は石造

四 鉄網コンクリート若しくは鉄網モルタルでふいたもの又は鉄網コンクリート、鉄網モルタル、鉄材で補強されたガラスブロック若しくは網入ガラスで造られたもの

五 鉄筋コンクリート製パネルで厚さ4cm以上のもの

六 軽量気泡コンクリートパネル

七 下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋内側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が27mm以上のものに限る。)が設けられたもの

